

その制限を今の答弁のように個々の問題で処理するという限度にとどまるわけですか。何か基準、そういうものは持つておられないか。また大臣としてこの点について、單に相当制限されるという抽象的なことでなくて、大臣におかれても具体的な学生の、ことに大学生なんか現在のやらないとする運動に対して、どういふ見解を持つておられるか、それをお聞きしたい。

○天野國務大臣 私この前も申し上げましたが、学生は今指導を受けておる身分だということ、学生のあり方の根本的な点だと思つております。だからして、指導を受けながら、他日社会に出て指導者になる基本的な準備をして行かなければならない。そういう建前から、学生が自分の基本的な準備というものを怠つて、そうして実際の社会の政治活動に従事するということになると、学園に政治活動を持ち込んでは、学園が本来努むべき学問研究、そういうものを阻害することになつてしまふから、そういう意味で学生のそれを阻害する上、つまり普通の言葉でいへば、学園の政治的中立性を阻害する上、活動はいいけない、こういうことでござります。それに対してどういふ基準であるのか、こう言われまうと、私はそれはやはり一々の具体的な事実について言うよりいたし方ない、ただいまは思つております。もつと明確に、これだけのことはいいけないのだ、たとえば追放になつておられる人たちの概念規定として、政治活動はどういふものか、ああいうようなもつとこまかい規定ができたならば、その方がよいかという考えがあらまうが、ただいまは、私は遺憾ながらそれ

を用意いたしておりません。

○坂本(憲)委員 大臣の答弁で大体了承いたしますが、ただ私は、たとえば法学にすれば單に概念的な学問だけでなく、やはり裁判官とか弁護士とか、その他実務家を呼んで、たとえば民法にすれば民法演習、刑法にすれば刑法演習ということをやつて、そして実際に学問とをマツチさせまして、そうして学校を卒業した際において、社会に出まして、ただちに社会の用に立つという方法が考えられておる。現在の情勢は、この政治活動の問題から行きますと、今度はわれ／＼が勉強しました当時とは逆になりまして、少し行き過ぎではないかという観点が出て来る。理論を研究するよりも、実際の活動の面に入つて、そうして社会人と同じ政治活動をやつて、そういう面が逆になつておるじやないかと考えるのであります。そこで教育基本法とかその他があらまうけれども、この点については、何としても学生の政治活動をどの程度に指導して行くか、また学生自身が研究と実践とをどの程度にやつて行くかという点は、これはことに大学教育の基本じやないかと思うのであります。そこでその点は單なる抽象的な学生の本分を逸脱するかどうかという点だけの見解でなくて、やはりもう少し学問の研究、学問の自由と同時に、実際の運動についての基準と申しますか、そういう点について考慮を払ふも、單に文部省の官僚的のものではない、教育基本法なんかも、多分に官僚的なものであります。そういうものではなくて、やはり実務家、国会関係もまじえたところの研究があるいは審議

会が何かをつくりまして、至急にそういう問題を解決する必要があるはしないかというのを要望いたしまして、この問題は打切ります。

次に、教員の政治活動の問題について、二、三お尋ねしたいのであります。が、今回の参議院選挙後におきまして、文部省は地方通商課長の名義で教育長に内翰を送りまして、そうして参議院選挙についての調査報告を求められた事実があるかどうか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○森田政府委員 ただいま仰せの地方通商課長の内翰をもつて、今回の参議院選挙に際して、教員の政治活動の実情に關しての報告を求めたことは事実であります。しかしながら、これには文部省の設置法におきましても、教育委員会法におきましても、文部省は教育委員会から情報資料の提供を求めることができることになつておりました。この両法によつて與えられた権限に基いて、必要な資料を要求したわけでありまして。しかしながら、これを要求してどういふように使ふとか、あるいはまたどういふような措置を講ずるといふ予定のもとに要求をいたしたのではないのであります。世上よく今回の参議院選挙におきまして、教員の政治活動が非常にはなはだしくかつた、行き過ぎであつたという上りな世論を往々聞きますので。この上りな世論がある場合におきましては、文部省におきまして、当然その実態を一応知つておく必要があるもので、資料、情報提供を要求した次第であります。

○坂本(憲)委員 そういふ目的でやられるならば、教育長だけに對して、そういう調査報告を求めるといふのは、これは一方的ではないかと思ふ。そうであるならば、やはり日教組、県教組という民主的な団体もある。そちらに對しても、そういう同じようなことを求めて、そうして同方からやらなければならぬ。それをせずに、單に教育長にだけやるのは官僚的であつて、一方的のみの調査報告を求めたのではないかという懸念があるのですが、その点について伺ひたい。

○森田政府委員 ただいま仰せになつた点は、まことにごつともでありまして、ただ取締りの役に當つております教育委員会からのみ一方的な報告を求めて、これが真実であるという判断を下すのは、誤りであるうとわれ／＼も考へております。しかしながら、われわれが権限をもつて要求し得るものは、教育委員会だけでありまして、その他には、得る限り各種の情報を提出していただくことを希望いたしますのでありますけれども、権限をもつてその調査なり、あるいは資料の提出を要求することは、できないのであります。従ひまして、機会あるごとにわれわれといたしましては、この点に關します情報、資料を持つておられる方には、あるいはまた団体に対しては、その上りな点についての資料をいただくようにお願いいたしておるのであります。これは單に願望でありまして、提出していただきたところもないではないと私は想像しております。資料を各方面からとるといふことが、どの程度行くかは、今のところわからない上りな状態でございます。

○坂本(憲)委員 その点はその内容であります。この選挙についての一般的傾向その他の調査報告はいいけれども、一歩進んで選挙違反関係のものも調査報告を求めたと聞いておりますが、その点いかがでありますか。

○森田政府委員 先ほどから御説明申し上げましたように、文部省として要求いたしましたのは、特に選挙違反として要求したことはないものであります。政治活動の実際の有無、あるいはその概要というものを要求したにすぎないのであります。警察関係その他の調査しておられるような選挙違反の関係という上りなことを、特にうたつて要求した事実はないのであります。

○坂本(憲)委員 うたつてやつたわけじやないけれども、大体の文部省の意図は、選挙違反なんかの調査が主になつたじやないかと思はれる点もあるのです。その点現在集まつておる調査はどういふうぐあひになつておりますか。

○森田政府委員 御承知の通りに、警察関係では参議院選挙以後、これは單に教員に限らないで、選挙違反の有無について、それ／＼調査しておることだううと想像いたしておりますが、この上りな調査に對つて来るのは、選挙活動としてはなはだ表面に出やすい部分であるのであります。従ひまして、調査の結果資料としてそういうものが含まれておることは、もちろんあり得ると思ひます。しかしながら、文部省としては警察的な選挙違反の事実を摘発する興味も権限もありませんので、その上りなことを特に意圖してやつたことはないものであります。

○坂本(憲)委員 その点はそうでなければつこうであります。もしも今

回の調査報告によつて、警察その他の機関が調査するような選挙違反関係を主として文部省がやつたことになれば、これは権限外の越権行為だと思ふ。そこで聞きたいのは、教員の政治活動が予想される、その教員の政治活動の裏づけとするために、この調査報告を求めたんじゃないかという懸念が非常にありますが、その点を承つておきたい。

○森田政府委員 教員と申しまして、御承知の通り官立学校の教員は、国家公務員の身分になっておりますが、公立学校の教員は地方公務員としての身分があるわけでありまして。私立学校の先生は、教員としての資格を持つておられますけれども、個人としての法律上の取扱ひを受けるという三種の取扱ひの違いがあるものであります。ただその三種とも共通いたしておりますのは、教員として教育基本法並びに学校教育法等の適用を受けることでありまして、御承知の通り、教育基本法の第八條に、学校としての政治教育及び政治活動の規定があるのであります。この趣旨に沿つて、教員としては官公私立を問わず必要であるということがあるのであります。それから、国家公務員としての官立学校の先生は、御存じの通り国家公務員法並びにこれに基づきます人事院規則によつて、それ／＼制限を受けております。地方公務員につきましては、これらの制限がないのであります。私立学校についても同様であります。しかしながら、教育基本法の点から考えまして、政治的な中立性を維持するように努力していただくということは必要であります。なお選挙に関しましては、御承

知の通りに公職選挙法その他によりまして、学校の先生がその地位を利用して選挙活動を行うことは、禁止せられておるのであります。その地位を利用して選挙活動を行つたかどうかというところが、問題になるのであります。これが、これもまた選挙活動としては、それぞれの選挙違反の問題として、警察その他によつて取扱われる問題でありまして、文部省といつたしましては、以上申し上げました法律の趣旨は常に守られておると考えておりますが、これが守られておらない事実がもしあるとすれば、一応文部省としても知つておく必要があるという意味で調査いたしましたのであります。

○坂本(泰)委員 この問題は、大体これで打切りますが、ただ、今政府委員の説明のような目的ならばよろしいけれども、われ／＼は、国家公務員は別に考えておりませんが、地方公務員の適用を受ける一般教職員でありまして、これに対する政治活動は、現在の状態においても、今政府委員の説明のように、その地位を利用してやるかどうかとかという問題は、これは抑制することはできると思ふのであります。それをさらにこの選挙違反の統計的なものを集めるということが主になつては、これは権限の逸脱だと思ふのであります。その点は今後にそういう教員の政治活動についての裏づけの資料というふうなことに濫用せられないことを要望いたしまして、最後に、大臣に教職員の政治活動について、根本的にはこれはやはり教職員といえども、社会人と同様でありますから、政治活動を許さなければならぬ。しかしながら、今問題になつておるのは、地方公

務員法の問題と、それから地方公務員法とは別個に、新たに教職員の政治活動に対する禁止の規定を出す意図があるやいなや、この点大臣の御見解を承つておきたいと思ひます。

○天野國務大臣 ただいま承つております通り、教育者が教育者としての社会的なあり方に対して、一定の制約を受けるは、これは当然の話だと思ひます。坂本さんも御了承のことだと思ひます。その上に地方公務員というものの範囲の制限は、教育者も受けるというところは、私はやむを得ないかと思ひます。ただ地方公務員を越えた教育者に何か特別の制限を與えるという上うなことは、私は考えておりません。

○坂本(泰)委員 大体わかりました。ただ私がおそれるのは、地方公務員法が、將來あるいは近い国会に出さるべき予想と、それと離れて、やはり地方公務員であるから、地方公務員法によつての教職員の問題は、これは当然のことでありまして、それと別個に、あるいはその前において、この教職員の政治活動のいわゆる制限と申しますか、こういう法律を出すべき考えを持つておられるかどうか、その点を伺ひたい。

それから認定講習の問題について承りたいと思つておりましたが、すでに改正法律案も出ておりますから、これで打切りたいと思ひます。

○天野國務大臣 私はどういふ規定があつても、地方公務員の範囲内のことと、自分は現在考えております。

○國谷委員 ただいま坂本君の質問になりましたところ、教育者の政治活動について、文部大臣の見解を承りましたと思ひます。文部委員の諸君は、す

べて、教育者の政治活動というよりなことは、決してこれを切るという考えも持つていないし、また教育者が長年の間の封建制度から脱して、自主性をとりもどしまして、政治に対する関與、それから政治活動というものは、これは憲法の規定において、個人としては当然許されるべきものだとは考へております。しかしここで問題になりますことは、教員組合という一つの団体、この政治活動を開始する場合においては、これは政治資金規正法によつて届出をしない場合においては、三千万以上十億円までの罰金、また責任者に対して体刑の規定があるのであります。そこで私は今回参議院において十

一名ですか、社会党の公認候補として立つて、たくさん当選した。社会党にとつてはまことにこれは喜ばしいことであつたでしょう、たくさんの方選者を見たのですから。しかし社会党を除く他党においては、実にこれは不愉快な現象であつたと思ふのですが、教育者のために、真にこういうことがよろしいかどうか。そこで私は、この団体が届出をしてやつたかどうかというところが、第一点として伺ひたいのであります。それから、届け出た期日がいづであつたか、それと二つ承りたいのです。

私は福島県であります。一月の二十三日に行われました福島県の知事の選挙においても、執行委員会決定事項として、日教組の書記長からこういう通知を各学校に出しております。「知事選挙対策に関する件」これは文書でもつて出しておるのですから、明らかに違反だと私は思ふのですが「教員組合」としては党派に拘泥せず、人物、識

見ともに知事にふさわしき鈴木義男を推す。組合員一人につき十票以上を獲得のこと」とこれは私は實際その文書を見ておる。さらにまた日教組の本部からは、こういう「指令第二十三号」であります。「五月一日、二日、三日に行われる選挙大会までの暫定闘争方針として、別項のごとき指令等二十三号を作成、十日各都道府県教組に指令した。なお中央執行委員会では、十三日より二十日までの間日教組推薦候補者の参議院選挙対策、選挙の定期大会準備打合せ、さらに指令二十三号の徹底を期すべく地方各ブロックにオルグを派遣することとなつた。」として、「今次闘争の発展に関する件、前段を抜きますが、そのあとに問題になるところは、一六、参議院選挙闘争に集約せよ。三月闘争の体験を生かし、特に最近の政府の反動的演習性を全組合員と大衆に宣傳して、反政府の輿論喚起に努めよ。県内統一候補を立て、具体的に他の労働市民団体とともに選挙対策に関する機関を設置し、強力な共同闘争を進めよ。全国選対の決定に従つて、中央地方の組織からの候補に集中する工作を、即時、具体的に展開せよ。」これらのことが組合団体としてこれがやられたとするならば、明らかに団体等規正令と、政治資金規正法に違反すると私は思ふのであります。しかしそれが届出をしてなされれば、もちろんさしつかえない、また個人としての政治活動は憲法によつて許されておりますし、これは当然やらなければならぬことでもありますけれども、私が一番心配なことは、今度の選挙の結果において、あるPTAの会長が私のところへ参りまして、父兄は、子供が

わいから、先生の言うことも聞くが、しかし社会党の候補者を一々父兄に呼びかけられては、私も、こういう教育者は村にいてもたつては困るということを言つて来た者もありました。はたして教育者がこういう活動をやることが、教育者のためになるかどうか。一方的な政党、社会党という一つの党の公認候補を立てて教育者がやるのは、政党的な制肘を受けるのではないかと、心配を私はいたものであります。教育者がこういう団体という一つの組織のもとに、一方的な政党を支持してやるといふ場合においては、これはよほど考慮しなければならぬのではないかと。社会党ではこれは自分の方です。喜ぶでしょう。但し、今回の選挙においては、私の教子で先生をしてる者もあり、小笠原君のために一人五票取れという指令だ、これは文書ではやらなかつたが、一人五票取つて、その名前を書いて報告しろという指令だつた。それでその人が言うには、名前を書いて報告するのは、個々面接をしなければならぬ、第三者の選挙演説は許されておるが、名前を書いて報告するためには、個々面接をして、あなたが入れてくれるかどうかということをやらなければならぬが、これは違反になるのでしようかと、私のところに聞きに来た。これは事実なんです。こういうふうに、教育者の地位を利用して父兄にタッチするような選挙方法が、はたして民主的であるか。教育者は、一般労働者とは違つて、生徒を指導するという特殊な性質がある、さらに父兄やPTA会などに関係があるのでありますが、その父兄や何かは人である以上、おの／＼

異なる政党を支持していると思う。こういう場合に、ただ社会党の一環として、一方的に社会党だけの選挙対策をやるといふことが、私は教育者としていいかどうか、これを心配するのです。私の見解としては、最もよき教育者は、父兄から信頼を受ける教育者でなくては、絶対に教壇に立てないと思つて、その子弟を愛をもつて教育することである。その教育者が、ただ社会党の一環として選挙対策をやるといふことは、これは社会党の方に対しては、まことに気の毒なことであります。一つの組織のもとに、一方的な政党を支持するといふことはどうかといふ考えを持っております。さしたるお伺いすることは、そういう行為は、団体等規正令あるいは政治資金規正法に違反するといふようなことが問題になつて来ると思つて、はたしてこれらのが届出をされてやられたかどうか。御調査になつていないとすれば、これは至急御調査を願つて、届出の事実についてはつきり私は承りました。それだけです。

○森田政府委員 ただいま國谷委員からの御質問がありました。日教組及び各都道府県の教員組合が、団体等規正令で届出をしておるかどうかということは、ただいま手元に日時なりその他わかつておりませんので、今本省の係に問い合わせ中でありまして、できれば来次第お知らせしたいと思つております。

○岡委員長代理 それでは次に日程を追加し、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案を議題とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○岡委員長代理 御異議がなければ、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本日の付託された法案であります。これより提案理由の説明を求めます。天野文部大臣。

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案
教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案
教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則
附則第五項中「昭和二十八年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

○天野國務大臣 ただいま議題となりました教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を申し述べます。

昨年五月、第五国会において制定され、九月一日より施行された教育職員免許法施行法は、同時に制定された教育職員免許法の実施に伴う経過的事項を定めたものでありまして、旧令による教員免許状の所有者等に対する新免許状の授與及び相当期間教職にあつた教員に対する上級免許状授與の特例等を規定したものであります。これらの法律により、各都道府県において、着々新しい免許状が交付され、また上級免許状授與のための現職教育も、すでに実施されておるのであります。

ところで相当期間教職にあつた教員に対する上級免許状授與の特例を規定した施行法第七條の有効期間は、第七国会における同法一部改正により、昭和二十八年三月三十一日までとされたのであります。上級免許状を受けるために必要とする単位を取得する最も一般的な方法である免許法認定講習をこの三年間に実施することは、諸般の事情により相当困難と判断されるに至りましたので、第七條の有効期間を、さらに三年延長し、この特例の適用を受け得る人々に対し、容易に上級免許状を受け得る機会を與えようとするものであります。

以上が教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○岡委員長代理 本法案の質疑に入るに先立ちまして、文部行政に関する一般質問を継続いたします。井出一太郎君。

○井出委員 今朝の新聞紙を見ますと、文化財保護法に基く文化財保護委員会でありまして、これが近く発足をする、そしてその委員の選定等も出ているのであります。何か今日の閣議決定を見た上で、国会へ承認が求められる、かように報道されておりますが、これが事実でありますかどうか、まずそれを確かめておきたいと思つておきます。

○天野國務大臣 ただいまの御質問に對してお答えいたします。

今おつしやるような準備を十分いたしてあります。けれども、まだ閣議の決定も経ておりませんから、それを經て、できるならこの国会に出したいという考えを抱いております。

○井出委員 この委員の選定は、非常に重大であると思つておりますが、これに対する何か人選の基準とでも申しましようか、そういうものがあるならば、伺いたいと思つておます。

○天野國務大臣 基準といふことも、非常にむずかしいのでございますが、これはいわゆる専門的な知識というばかりではないのです。専門委員といふものは、ほかにできますから、純粹な文化財に対する専門家という意味ではない。けれども、やはり専門的な知識も持つておられることが望ましいといふ考えから、そういうような専門家を主として選びましたけれども、同時にまた、純粹の専門家が下にいるのですから、この委員会をほんとうに運営して、そしてその目的が達せられるように適すると考えられる人を選び出したわけでございます。

（岡委員長代理退席、委員長着席）

○井出委員 ただいまの御答弁で、まだ真の意味において確定はしておらず、ということでもありますから、新聞紙上に報道された一々の方についてどうこうは、今日申し上げるのは早いのかと思つておます。ただ私、念のために伺つておきますが、その五名人選の中に、前の文部次官が選ばれた有光さんの名前が出ておつたと思つておます。有光さん自身に、私は何の恩恵もございませぬけれども、たしか先ごろの法隆寺の炎上事件のございました当時、有光さんは現職の次官であつたような気がいたします。これは私の記憶の誤りかも知

しれませんから、その点を念のために
伺っております。

○天野國務大臣 有光さんは、当時の
次官ではございません、当時の次官は
井手さんでございます。

○井出委員 井手さんが次官で、有光
さんは当時も職を離れておりました
とすると、その辺の前後関係は……。

○天野國務大臣 有光さんはやめてお
られました。

○井出委員 それではまた追つて伺う
ことにいたします。

○若林委員 今朝来の一般質問に關連
して、お伺いをいたしておきたいと思
います。学生の政治活動が、先ほど来
問題になっておりますが、わが国の今
日までの学生の政治活動を大體をして
みますのに、純真な学生の気持から出
てくる運動とは思えない運動が、全般的
の純真な学生の運動のごとく偽装さ
れて行われておたように思うのであ
ります。一皮はいでみると、生活の経
済的事情によつて、ある政党から報酬
を受けることを條件としておるよう
な者が、大学の学生を中心になつてお
りまして、それが学生全体の運動のご
とを呈したことがあるのでありま
す。先ほど来文部大臣は、学生は物を
学ぼうとする過程にあるものである、
それを逸脱するような者に対しては
——というお答えがあつたのでありま
して、しごく同感であります、文部
当局といたしまして、私が先ほど申し
述べましたような事実をお認めになつ
ておるかどうか、お気づきに相なつて
おるかどうか、これを伺いたいと思
います。

○稲田政府委員 お話のような事例も
あるように聞いておりますが、全般的

ではないと思ひます。

○若林委員 私は純真な、ほんとうに
やむにやまれぬ学生の政治活動とい
うものは、あるいは押えることができ
ないものがあるかもしれないと思ひま
すが、しかしながら、一派の外部の者
がこれを利用することについては、よ
ほどこれは、文部省ばかりでなしに、
大学当局が、純真な学生たちを守るた
めにも、この点に特に留意をせられ
て、大学の学生の政治活動というもの
を取締られるよう希望してやまないの
であります。

それから全然問題は別なのでありま
すが、私、今日資料を持つて来るのを
忘れたのであります、一言だけ申し
上げておきたいと思ひますのは、一般
の問題であります、各学校におきま
して、教課程は定められておるが、そ
の教育に当ります教職員の中に、教課
程に定められておるだけのものの教育
に当る資格に欠けておる部類があるこ
とを聞くのであります。たとえてみま
すと、芸術関係に類するものの教員の
素質の不足と申しますか、あるいはそ
の教の不足と申しますか、それらが顕
著に現れておりました、これに對す
る欠陥を補う要望が多々あるものであ
りますが、文部省はこの点どういふ御認
識をお持ち、どういふ打開策を持つてお
られますか、お伺いをいたしたいと思
ひます。

○稲田政府委員 お話のごとく、新し
い学制になつて、新しい教育課程が成
り立ちました場合に、それに適應する
適当な人を得るといふことは、全般的
に非常に困難な状況になつておりま
す。各学校におきましても、この点特
に力を入れられまして、広く人材を集

めることに努められております。また
文部省といたしまして、各々校間に
おける新しい教育課程の研究会有い
は学校を通じてのそうした研究会とい
つたような性質のものを、奨励もいた
しておりました、相当こういうことが
行われておるのであります、それに
よりまして、新しい教育課程に適應し
た教育活動が今後旺盛になることを、
期待いたしておるわけでございます。

○若林委員 お気持は大體了承するの
であります、ある教科によりまして
は、隠れた人材を探して、これを充
足することはできるかもしれないと思
ひます。しかし科目によりまして
と、いわゆる絶対量においてないも
の、たとえてみますと、戦時中、芸術
関係の音楽あるいは図画、そういうよ
うなものをきわめて軽視した感じがあ
つたのであります、ここに逆にこれ
を重んずるといふような行き方になつ
ておりますので、いかにこれを充足し
ようと思われましても、すでに絶対量
において不足しておる。何らかここに
具体的——その養成の学部を拡充し
て行く。学部が存在しておりました
も、それに対する指導者がおらないた
めに、学生が応募をして来ないとい
ふ、非常に困難があると思ひるのであ
ります。今日私は、ただここに一石をこ
の委員会において投ずるにとどめてお
きますが、これに對する格段の御留意
をくだされまして、早急に具体的措
置、予算的措置を講ぜられて、教課程
を充足し得るような行き方をやつて行
つていただきたいと思います。一応私
の話はこれで終ります。

○今野委員 先ほど学生の政治活動並
びに教職員の政治活動について、お話

があつたのでありますが、この間あの
全学連の捜査を、政令違反という疑い
でされた、その場合に学校当局の許可
なしに、それに何ら断ることなしに、
警官が東大内に入つて、かつて捜査
をしておるわけでありました。このこ
とについては、こういうことをずつと許
すつもりなのかどうか、文部省の見解
をお伺いしたいと思います。

○稲田政府委員 お話のような例につ
きましては、もとより学園の自治とい
うものを尊重いたします、私どもとい
ましては、まことに遺憾なことであ
りまして、学園の自治による秩序が安
全に維持されるにおきましては、そう
した事態はもろんくなり得る問題
だと思つております。ただ、もろん
な領域でございませんで、そうした
いふ／＼な事件の捜査というよりなこ
とがありまして、校長の立場に
おきまして、これを拒否することはで
きない。でき得る限り学園自体の自治
によつて、そうした警察官の介入をな
からしめることに努めるといふこと以
外には、方法はないかと考えておりま
す。将来にかけまして、われ／＼と
いたしまして、また学校当局におき
まして、そうした事象の起らないよ
うに、もちろん極力努めて参りたいと
考えております。

○今野委員 私が聞いておりますのは、
は、学校の管理者である校長や何かに
何ら断らないで——それを拒む理由は
ないかもしませんが、断らないでそ
ういふところへ乱入する——これは個
人の家でも、普通の家庭捜査のような
場合には、たいがい管理者に捜査状を
示して許可を得てやるわけでありま

が、そういうことを何らしめないでや
る、こういうことでありますれば、学
校の中の自治というものは、根本から
破壊されるわけでありました。その点に
ついて、文部省は報告を受けておるだ
らうと思ひますが、今までにどうい
う処置をとつたか、それをお聞かせ願
いたいと思ひます。

○稲田政府委員 将来の問題につきま
しては、先ほど申し上げた通りでござ
いまして、たとえれば政令の適用等に
つきまして、その学内の秩序維持の
責任者の力の範囲におけることは、で
きる限り管理者にまかせてもらふとい
うような話し合いをいたしておるよう
なわけでございます。先般行われました
捜査の場合におきましては、一般のこ
うした捜査の手続によつていたされた
わけでありました。その場におけるい
ろ／＼な責任者の了解を得て、学内に
入られたことだと考えます。

○今野委員 この間東大当局は、新聞
によれば、警察に對して抗議を申し込
まれておるのです。何らの許可なく、
あるいは何らの連絡なく、そういうこ
とをやつたといふことに対して、抗議を
申し込んでおる。こういうことに、文
部省としては無関心でおつてよろしい
のかどうか、その点を伺ひしておる
わけでありました。今の稲田さんのお話
によりまして、十分連絡をとつてやつ
ておるということですが、事實はそう
じやないから、聞いておるわけでは
ない。

○稲田政府委員 お話のように、学校
当局、そういう面との十分な連絡の必
要なことは、先ほど申し上げたのであ
りますが、捜査上違法な処置であると
は申しにくい、こういうように申して
おるのであります。

○今野委員 それから先ほど文部大臣は、やはりこの間もそうでありまして、学園の場合には、中立性を保持するということを盛んに言われたのであります。しかし中立性というものは、非常に解釈がいろいろあり得るわけでありまして、あいまいな言葉であります。ヨーロッパ諸国の大学等においては、たとえ、フランスなどは特にそうでありまして、中立性というものは、いかなる政党を支持してもよろしい、いかなる政治活動をやつてもよろしい、いかなる意味に、大体において解釈されておるようでありまして、ところが、日本においては、従来大学は、とかく戦前においては、政治活動は最もいけないことだ。それで教育基本法の第八條なんかにおいても、やはり政治教育やなんかを活発にしなさいと、それが言われておるわけですが、但し、それが第二項でもつて一つのところに学校が片寄つてはならぬというようなことが念のために言われておるわけでありまして、そういうような点を考えてみますと、やはり今中立性ということですが、政治活動をやつてはいけないというように、消極的に解釈されると、やつぱり日本を民主化するという基本的な点からいって、どうも不適切なように考えられるわけでありまして、文部大臣としては、中立性というものをどういうふうに言われておるのか。今まで言われただけでは、非常にあいまいで、何のことかわからないので、ちょっとお伺いいたします。

○天野國務大臣 私はこの間から申し上げておりますように、学園が政治の闘争の場になつては困るというのを非常に考えております。そういう学園が闘争の場になるような活動を学生がしては、私がたび／＼申しておりますように、将来ほんとうに社会を指導するような人になれない、だから今はその準備をしよう。一体社会にある一つの考えで、非常に間違つた考えがある。それは、それは大学なら大学といふものが、その人間を完成してしまふといふような考え方でありまして、そうじゃない。大学といふようなところは、ほんとうの基本的なことを習うのであつて、その実際の応用とか、それを実際に適用してみようかといふようなことは、社会でもつてやるべきものである。社会はもう学校とはまるで縁のない實際のことばかりである。大学といふところも、やはりそういうところだといふような考えは、非常に私には間違つておると思う。大学においては、ほんとうに基本的な研究をしなさい、というのです。私は政治活動といふものを、全体的に排斥しようといふことを申したことはないであつて、それは、それは制限がある、学生といふ社会的なあり方から制限があるといふことを申したわけでございます。私は自分では、わかつておるつもりでございますが、そういう考えであります。

○今野委員 先ほど坂本さんからも、その制限というような点がいまいだといふことを、いろいろ追究があつたわけでありまして、私も、お話を承つておると、つまり学園が闘争の場所になつてはいけない、そういう面から、現実的には制限が出て来る。ところが現実と照し合せて考えてみると、学園内の治安維持という見地から、政治活動を制限する、こゝろいふふうに考えられるわけでありまして、(一)政党が利用するからいけないのだ」と呼ぶ者あり。私はそうしなければ、学園といふものは発展しないと思ふ。そういうことを言うのでありますが、ヨーロッパの学園が、そういうことによつてはたして根本的に困難に直面してどうにもならなかつたかどうか、そういうような論議が一体どこから出て来るのか。私は歴史的にそういう事実をあまり知らないものであります。逆にそういうような社会の動きを活発に反映することによつて、かえつて活発な学問の研究がなされるというところの方が、歴史上の事実である、こゝろいふふうに私も歴史を繰りかへて見ると、参つたのであります。今まで大臣なんかの言われたことは、何かそういう事実に基づかないで、そうしてこゝろいふ上からいふというやうな、そういう独断のやうに開えるわけでありまして、だから、そういう点を、もつとはつきりした根拠をつけて言つていただきたい。そうでない、何か官僚その他が言ふやうな一つの独断論の……。

(発言する者あり)
○岡(延)委員 議事進行に關して發言を許されました。今野委員は、過日との一般行政に對しましては、長々と他の委員よりも長い時間を使つて質疑をしておる。今お尋ねの件等について、今野委員は質疑をされたといふことは、われ／＼確かに知つておるのであります。そしてまた、ただいまある委員の質問に對して関連質問といふが、その質問よりも長々とやる。ほんとうの質問に對する関連質問といふものは、簡単にやるというのが常識である。国会の習慣、運営の上からいつて、非常に惡例を残すといふことを私はおそれるものであります。その意味において、委員長において適當に注意されんことを望みます。

それからもう一つの理由は、この教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案は、先ほど私が委員長席から申し上げました通り、この客觀的情勢下においては、一刻一瞬を争ふ法案だと、私はわれ／＼の政治的センスから判断いたします。でありますから、できるだけこれを簡潔にしていただいで、この法案をすみやかに一刻も早く通すように努力していただきたい。

○今野委員 さつきやつぱり岡谷委員は、相当長く関連質問をやられた。若林君のごときは、関連しない事項を関連質問の中に入れてやつた。それを、野党だからといつて一方的にそんなことを言うのは、けしからぬと思ふので、もつと言論の自由は、せめてこの中だけでも確保していただきたい。

○長野委員 今野君、よくあなたの御趣旨はわかります。ひとつ委員長に免じてこの際この辺にして、また機会がありますからそのときにお願ひいたします。

○笹森委員 今議事進行に關する質問がありましたから、一応私は譲りました。この次にいたします。

○長野委員 岡君の動議も、事實上の成立を見たものとして、本件に關する質疑はこの辺で打ち切りまして、次に教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案の質疑に入ります。松本七郎君。

○松本七郎委員 この問題につきましては、先般一般行政の質問のときにも、すでに触れましたから、ごく重点的に、簡単に大臣の御答弁をお願いしたいと思ひます。

先般の一般質問のときにも大臣からお答えがございましたが、もう一度ここであらためてはつきり御答弁をいただきたいと思ひますのは、本日出席したこの施行法の一部を改正する法律案の、認定講習を六年間に延期するといふ点でございますが、これは緊急を要する最低限度の改正である、いわば暫定的な措置としてこれをやるので、この免許法並びに施行法を全般的に再検討する必要があると認めておられると私も了解したわけでありまして、この前提に基いて、今後どういふ点を改正したいかといふやうなことにについては、大臣も法律改正委員会といふものを、もつと利害關係の深い日教組の代表等を加えてつくつて、ひとつ十分研究して行く、いわゆる実地調査を十分にやる。そうしてどういふ点を改正したいかといふことについて十分の研究をやる。またこの認定講習に要する経費の問題では、二十五年度についても、できるだけ補正予算その他で確保すべく努力しよう、二十六年度においては一般予算でもつて十分に獲得する努力をして行きたい、こゝろいふやうな点。それからさらに、本日出席しました法律案が通過いたしましたときには、当然認定講習の現在やつておられますものを、計画変更をやらなければならぬ。それについては、地方で困難を来さないやうに、十分地方にその趣旨を徹底するやうな最善の努力をするといふやうな点を、私も何となくおつたのであります。が、これらは間違いないかどうかも、もう一度こゝろはつきり御答弁を

○天野國務大臣　今おつしやつた点は、すべて私がいたしたいと思つておることであります。ただ第一の点につ

いて、こういう点を御了解願いたい。研究するということは、必ず何でも改正してしまふということにはならぬ。い、研究して改正すべきものがあれば改訂する。ことにまた御了解願いたいことは、ここで新しい法律をつくるという場合と、すでにあるものを、しかかも昨年国会の承認を得たものを研究をするという場合には、そこによほどの相違があることも当然の話だというようなことも、お考えおき願いたいと思います。

第二の点、第三の点については、私はそのままそういたしたいと思います。

○松本（七）委員 大臣が大体においてこの法律に不備な点があるということとは認めておられるように承つております。なお情勢の変化等で不十分と思われるおつても、その改正の実現が困難であろうというような点を憂慮されておるのだろうと思いますが、御信念に従つて十分努力していただくことを要望いたします。

そこで質問はその程度にしておきたいと思いますが、ただ委員長にこの機会にお願いが、おきたいのは、現在やつております認定講習の実地の調査は、国会でもやる必要がありますので、先般の国政調査の中に当然含まれるものという解釈のもとにわれ／＼了承した。この点特に国会でも実地調査を十分やつていただくことと、それからこの施行法の改正については、今までの／＼な法律を審議いたしました

場合に、いつも政府提出の法律案の場合には、いよく提出して来てからでなければこの委員会で扱わない。また扱うことが困難であつたわけでありま

す。ところが、それを形式的にそういふふりにやつて参りますと、会期は追つて来て、改めたいところも改めることができない、かんじんな関係方面との折衝等もやる余地がなくなるといふような事態が、しばしばございまして。特に先般の標準義務教育費の確保に関する問題でも、事前にここで審議したいということを、極力皆さん要望しておられたにもかかわらず、法律案が出て来なければ審議できないということのあつたために、それならば義務教

育費の確保に関する件として事前に審議すべきだということを、御提議申し上げたことがあるのでありますが、あ

の際はどう／＼提出にならずに終つてしまつてゐる。今度の免許法の問題も非常に重要であり、かついよ／＼審議するときにあたつてゐる／＼な困難に遭遇することが予想される。それでありますから、この点法律案が出て来なくても、事前に免許法に関する件として委員会で十分審議する御努力を、今まで以上に委員長の方でおとりはから

いをお願いしたい。この予算の措置について、国会でももつと廣範圍にこれらを獲得方に努力していただくように、委員長のおとりはからいを特にこの機会に要望しておきます。質問を打ち切ります。

○長野委員長 委員長としては承知いたしました。

○森繁委員 ただいま大臣から、この法案の提出の理由の御説明がありましたので、概括的には了承いたしましたので、

ありますが、特にこの際どうしても必要があるので、二、三お尋ねしなければならぬ具体的なことがあるのであります。それはこの法律案を提出せられ

ますのには、諸般の事情により相当困難と判断されるということが言われておるのであります。そこでこの諸般の事情により相当困難という、これを除く去するのでなければ、單に三年間延長したということだけでは、その目的を達しがたいと思うのであります。私も、現に受講しております者、私ども、現に教授しております側の、両方からの意見をいろ／＼聞いており、また体験も知つているのであります。このういふことで文部当局におかれまして

この提案をするにあたっては、この諸般の事情により相当困難性のあるというの、どういふことをねらいとし

て、どういふ困難があるかといふことについて、まず大臣の御説明を願ひたいと思います。

○天野國務大臣　これは、この間から私は申し述べたように思つております。つまりこの講習をいたしますと、受講する方は、非常に経済的にも健康的にも、また生徒の教育の上にもいろいろ支障が起つておる。そのため

ういうことがます／＼ひどくなるから、これを六年に延ばせばもうとゆつら、これを六年にするという点で、私は六年にできるといふこと自体が、非常に興味を持つてゐるという考えであります。

○佐藤委員　そこまでわかつておるのではありません。そこでこれからの対策として実際にお考えを願ひたいのは、なぜ一体そういうぐあいに経済的な負

担をするか、健康上の支障を来すかということを救う道は、もつと具体的に考えていただかなければならぬ。つまり、第一は教授力が非常に不足してい

る。しかもその教授に対して、実績をあげるだけの指導者の用意ができていない。今日日本の教育のおよそすべては、新しい制度を適用するまでの諸準備の成立たぬうちに、先に計画が進んでおるといふところに弱点があるのでも、特に今度の教員の指導の面においても、この点が大いに指摘されなければならぬ。でありますから、この教授力の充足に關して、文部大臣はもつと具體的にどういう計画を実際にお持ちになつておるかという点を、まず第一

その次には、場所の問題であります
が、東京におきましては、相当箇所

も多くなり、また交通の便宜が、そう悪くないのであります。が、遠隔の地においては、学校の非常に遠いところに散在しており、また非常な地方においては、この交通の上で非常に困難を感じているというような全国的な状況をごらんください。さて、そういうところに対しては、特にこの場所を多くしていただかなければならない。あるいはまた、すでに述べたように、交通の便が悪い場所、非

やつておる学校で、使用する場所が非常に缺くで、多数の者が非常なむりをしてそこに押し込まれておるといふやうな状況等がある。従ひまして、場所、教室等の實際の面にくふうをしていただかなければならぬ点がたくさんある。

その次の点は何であるかと申しますと、一からげに重要な点だけを申し上げたいと思いますが、實際教授をしております者の教授の仕方が、非常に

得るような参考書なり、あるいはまた、
教科書なり、あるいはアウト・ラインバ
らしいはつくつて、これを配付するだは

で救われる点がなくさんある。これらの点の用意なしに、ただ予算をどうするということだけで、実際のな問題にならない。特にまだ必要なことは、通信教授のようなものをもう少し多しやつてもらつて、そこで通信教授の客えだけでは不満足であるから、それ以外に実際の最後の試験等はやるにしても、そういう実際に即するようなことを具体的にものと考へて、出版物等における力をもつとく整へていた。さうして、そのうちに、さういふ程度に

は、今日まで日本の教育の面に国家が支拂つておつた相当以上の親切味をも

受講者に對する援助等に関する具體的
な、たとえば交通費をどうするとか、
止宿費をどうするとか、そういうい
うの方面に向つても、この三年に延
びたということに安心のできる方面の
心づかいをやつてもらいたい。これが
ために、補正予算その他が今もらえな
くても、せつかく三年間延ばしたとい
ふことであるならば、それは具體的

その困難さを救う道を、ここで少くとも
もアウト・ラインだけでもはつづきさ
せていただくことによつて、みんなが
勇んで受講しようという気になれば、
非常にいい結果を得られると思うので
あります。これは親切ないい案だと思
つております。従いましてそれが徹底
するようなことを、抽象的でなく、も
う少し具体的に述べていただけるなら
ば、もし今日その実現に対する確信が

ないにしても、こういう方法によつて行きましようというところがない親切な文部大臣の御配慮を願いたいと思います。

○天野国務大臣 ただいま笹森さんのお述べになったことは、一々ごもつともだと思ひます。ことにこういう新学制を準備なくして全般的に出発してしまつたというところに、私は非常な間違いがあつたというふうに思つております。しかし先ほど申したように、新しいところにも始めるというのと、すでにあるところ、出発してしまつたところへものをするというのとは、そこに非常な相違があるというところも、御承知いただけることだろうと思ひます。私は三年の間に、仰せのようにはできるだけ大学とか、そういうところを通じてよい教授力を養うとか、またその経費については、できるだけ早い機会にこれをとるとか、通信教授を盛んにするとか、その他いろいろの方法が考えられると思ひますが、そういうことを一々今私がここに述べ立てても、はたしてそれが現実に即するかどうかが、私にも自信がございませんから、ただいまぐらゐの答弁で、御了承を願ひたいと思ひます。

○今野委員 提案理由の中に、免許法認定講習の受講を希望する者が多い、そして諸般の事情によりその希望を満たすことが困難であるというように述べたことがあつたのであります。しかし私は念のために伺ひたいのですが、いろいろな点からやはり現在行われている認定講習そのものに相当疑義を持つておられる。これは大臣もお認めになつておられる。その具体的な例ですが、先ほど

文部省の方にお伺ひしたところが、まだ何ら調査に手をつけていないということでありました。なお調査中でありましたが、これは中野区の野方小学校で行われた講習でありまして、講習員百名のうち中野区の教員が八十八名、大泉小学校の教員が十二名、それで会場は野方小学校でやつたのであります。その中で講習員一人当り五百五十円集めて、二人の者が応じなかつたら、除名するとおどかして、むりに納めさせておる。そしてそのうち講師への謝礼は月千円、それから接待費が一日に二百円、それで二万五千円ほどで、それからもう一つは二万五千円ほどでつて講師と教育庁の役人と交渉に当つた幹部の間で宴会を持ちまして、そして野方小学校の教頭のごときは、くつをはくことができないで、くつを間違へるくらゐに深酔しておりましたというところが言われております。そしてその趣旨は、講師に試験をよろしくやつてもらいたいという趣旨だつた、こういうふうに幹部から説明されてゐるという事実があるわけでありまして、封建的色彩の比較的小い東京のまん中でさえ、こういうことがあるというところでは、全国で行われているこの認定講習の質といふものは、非常に疑わしいものになる。そしてその疑わしいものになるた

くさんの段階の免許法に、そういうこともつていかげんに許されて、それによつてある意味での職階的な制度が確立されるということになると、教育にとつては非常なマイナスになつてしまつて、アメリカの教育使節團が勧告した趣旨とはまったく反対になつてしまつて考へるわけではございませんか、これは非常に重大なことだと思ひます。

○稲田政府委員 ただいまお話の事実につきましても、文部省としても調査したいと考えております。ただこの講習の運営全般は、繰返して申し上げますように、教育委員会自体の責任においておやりになることでありますので、われ／＼といひましては、さしずはできませんけれども、よく状況は調査いたします。

○今野委員 さしずはできないと言ひけれども、明白にこの趣旨に反するといふことについては、いろいろと注意を喚起したり、指導することが、文部省の責任でございますから、この点は間違ひなくやつていただきたいと思います。

次に、先ほど国政調査の件で、こういう問題について委員会として調査するといふことになつたわけでございますが、さつそくに専門員の方に骨を折つていただいて調査して、その上で必要ならばこゝへ証人を呼んで来て事柄をはつきりさせる、こういうような手続をとつていただきたいと思います。どうかでございませう。

の件については、私どもはさらに調査を進めておりますけれども、文部省としては、いかにこういう問題に対処なさる気か、その点をお伺ひしたいと思います。

○長野委員 委員会に関する件につきましては、少くともさういふ事実があるというわけがあるわけでも、これは明らかにする必要があると思ひますから、しかるべく手を盡します。

○小林(信)委員 先ほど笹森先生から質問した点ですが、この法律がこういう形になつて現われるのは、相当文部大臣が御苦勞なさつてこまごま

着けたといふことを、私はよく知つておるのであります。衷心から感謝しておるものですが、やはりこういう形式的なものになつて現われて来れば、形式的に質問することをお許し願ひたいと思ひます。諸般の事情により相当困難と判断されるという笹森先生の指摘された点でございますが、この言葉からうかがいますと、何か受講者がたくさんあつて、これを受入れるのに困難であるから、その事情からして年数を延ばしたというふうな形に受取れるのですが、一般の輿論、あるいは教育当業者の叫びというふうなものを聞きまして、最近の新聞あるいは今朝あたりも、ラジオ等で輿論が放送されておつたのですが、そういうものを聞きまして、そういうことにはまだ合致しておらない。こういう点からして、第七国会において相当論議されました二十八日三月三十一日までを三十一日八月三十一日まで延ばすということについては、私どもは、さきに当局に対して要望したのですが、そのときには、二十八日三月三十一日ではよろしいと、文部省は確信を持つて答へられた。これをかく是正するにあたりましては、相當な調査をして、綿密な方法を用いてこれを調査なさつたと思ひます。それでその調査の方法、内容等をお伺ひしたいのですが、それより

も、その結果として、ここに現われてゐるように、ただ三年の延長をするといふことだけで、はたしてその事態に即応できるという確信があるか、それとも、そのほかにいろいろの点があるけれども、とにかくこの際は暫定的にこれだけだといふのか、その点をお伺ひしたいのです。

○天野国務大臣 この文章も、今小林さんがおつしやるような点から言ひますと、私としても、非常にいい文章だとは必ずしも思ひません。いかにもこちらのやるのがむずかしいというふうなばかりとれて、教師の方が受けるのに、非常にいろいろの困難を伴うことが出るような感じがいたさないでもありません。しかしこの文章では、そういう意味を含めてもさしつかえないと私は思ひますから、このままで私はよいと思ひます。

第一の点については、その理由はたがびに申しましたから、ここには申しませんが、教員諸君がこれを受けて行くのに、健康的に、財政的に、また教育的に、法文そのものの内容とか、そういうものをここに含めておるといふ考えでございます。

それから、これは一つの改正であつて、これで満足するかというお話でございますが、その点については、私は今後十分検討したいと思ひます。自分自身の漠然たる考えでは、決してこれでよいとは思ひませんけれども、どういふ点がどういふようなことは、なお一層研究してみたいと思ひます。なお、くどいようでございしますが、一度出されてこゝにいふうちにできたものを直すといふことは、新しいものをつくるというのと違つた意味を持つてゐるというところを、小林さんやその他の方にも御了承願ひたいと思ひます。

○小林(信)委員 でさから私は、いろいろに形式的に出れば、形式的な質問をするのだといふことを、あらかじめ御了承願つておいたわけなんです。そういう点も、こういうところ

私たちが確認してない、やはり私たちの責任なんですから、その責任を貫徹する上からも、文部省が調査なさった点について、実はこの際文部大臣から諸般の事情を詳しく伺いたいわけなんでありまして。先ほど今野さんの御質問の中にもあつた点ですが、教職員の方たちは、講習を受けたあとに試験を受けるわけですが、そうして初めて認定されるわけでありまして、この試験とか講習というものが、公正な運営委員会等で運営されていなくて、先ほど指摘されたように、講師の方を要請したり、あるいは、その人たちに謝礼をしなくてもいいものを、講習費に追われながらも教員諸君が自分から出すという事実が出て来る。これはやはりその試験がでなくとも、できた形にしておこうということ、相当考えられるのです。そういうことは、今野さんが調査されたばかりでなく、私たちもたくさん実例を聞いておりますが、そういうことでやる認定講習というものは、決して意味がないと私は思うのであります。そういうことを、文部省はやはりつづきに調査していただかなければならぬと思うのです。そういう点からすれば、もつと根本的な検討も必要である。私たちの聞いておるところを申し上げれば、校長さんたちは、自分たちは既得権を侵されて、こういう例は終戦後日本国内に他にないのだ。お医者さんが一定の学校を卒業して、そうして見習いか何かやつて、その上で国家試験を受けて初めて開業医になるというように制度ができて、従来の開業医というのは別にそれに規制されない。ところが先生だけがそういうふうな点を特別に処置されるということ

は、非常に不満である。従つてそれは教育界を混乱させることになり、教育の発展を阻害することになると言つておる。それから校長さんばかりでなく、従来代用教員という方たちがあつたのですが、この方たちも、代用教員になつた以上は、一つの権利を認められておつたわけですね。これが既得権を喪失されて、臨時免許状という形でもつて一年ごとに更新するといふふうなことも、やはり他の社会にないところの一つの機構がこわされておる形なんです。そうして実際やるところの講習というものは、そういう実にならない。この講習の制度に対して、相当考慮されなければならぬのではないかと。こゝにこゝに方法でいかに検討されて、こゝにこゝに提案がなされておるかといふことを、十分私たちも伺いたいのです。文部大臣に直接個人的にお伺いして、文部大臣の意図も十分存じております。先ほど御答弁の中に将来研究してつづかなければならぬ、しかし研究して改訂すべきものがあつたら改訂するのだというふうな、きわめて漠然たるものをお持ちになつておるのです。が、ほんとうならば、文部省としてこのこと、これは改訂しなければならぬのだというふうな、はつきりしたものをここに明示していただくことが、最も忠実な行政機関ではないかと。私に言わせれば、三年延長というふうなことは、そこにごんな御努力があつてこゝに成果をもちましたか。別にしまして、現在の教員諸君の持つ

ておる認定講習に対するいふ／＼な要望から考えれば、ほんとうに満足し得られないものだと思うのです。一番問題になりますのは、やはり質問の方からいふ／＼出ましたように、経費の問題だと思つておるのですが、ここに参考資料として出されております資料を拜見しまして、各府県とも非常にばらばらでありまして、はたして文部省として各府県とも、大体教員一人に対しては適正な費用が計上されておると確信しておられるかどうか、こゝにこゝに聞きたいところなんです。それから先ほどの講師に要請するといふようなこととからして、真剣な講習を受けずに試験だけパスすればいいというふうな態度がもたらされておるといふ点から、将来の講習をするための運営をどうに民主的にされるかという点について、も、お伺いしたいところでありまして。それから私たちが最も世間で問題になつておりましたときに考慮しました点は、校長さんの既得権の問題あるいは臨時免許状を與えられた人たちの問題等から考えまして、もつと経年数を認める、これを加味されることを考慮されておらないか、もしこれが認められるならば、教員諸君にとつては、非常にいい影響を與えるのではないかと。思つておる。それから単位をもつと重点的に考慮して、数を少くして行くといふような方法が、非常に要望されておるし、また必要だと私たちも痛感しておるのですが、これらの点について御意見を伺いたいのです。

○天野國務大臣 ただいま小林委員から申されましたことは、非常にごもつともな点が多いのでございます。そういう意味でこの法案が不備だといふことは、私もかね／＼申し上げておる通りであります。またこれについていろいろ弊害が起つておるといふことも、まことに残念しごくなことだと思つておる。しかし一部にこの弊害が起つたから、それでこの法案そのものが悪いといふことにはならないと思つておる。そういう弊害が起つておることは残念なこと、文部省としては都道府県にそういうことがあるなら、何らかの方法においてこれを警告するとか、もつと研究することは、非常に必要なことだと思つておる。今御指摘になつたような点は、すべて今後私どもは十分考へて善処したいといふ考へでございます。

○小林(信)委員 そこで私たちは一般教職員の方たち、あるいは父兄の方たち、生徒諸君の要望を非常に感じます。と、これには時間的になるべく早く文部大臣の考へておられることも実現していただきたいといふ点から、これから研究されるか、あるいは私たちが国政調査してその報告等もまた申し上げていふ／＼と御参考にするわけなんです。が、そういう結果をいつ実現するに運ばれるか。私に希望を言われれば、次期国会には、検討して改正すべき点があつたならば、これを改正する、それは次期国会においてやるというこゝで御検討できるかどうか、お伺いしたいのです。

○天野國務大臣 私は前々から申し上げておりますように、これを研究する委員会、またそれだけでなく、運営について経験のある人に集まつてもらつた委員会とか、そういうものをつくつて、早急にやりたいという考へを持つております。それから私の希望を言えば、できるだけ早い機会に国会に提出したいといふ考へであります。

○小林(信)委員 政府委員の方にお伺いしたいのです。教育予算額調べといふこの資料を提出されたのですが、これに対して文部省が何か見解を持つておいでになつたらお伺いしたいのです。

○稲田政府委員 これはこれから言わなく、あらゆる地方教育費について言われることとありますが、地方の財政の事情その他によりまして、必ずしも全国同一水準に行つていないことは、私どももいたしまして非常に遺憾に考へております。これらの問題を解決する方法として、先般標準義務教育費等の問題も考へ、あるいはまた平衡交付金制度の運用に關連いたしまして、地方の教育行政が、地方財政のいかんによつて長短がないようにということ、今後極力努めて参りたいと考へております。

○小林(信)委員 その問題が一番重大な問題だと思つておるのですが、全国的に各府県とも一応標準といふものをもつて予算が計上されるかどうか、これが各府県のそういう自治的な調整によつてなされる現状ならば、私たちは文句はないのですが、この調査から見まして、そういうことが実現されておらないとすれば、これは国庫において相当見てやらなければならぬ点があるのではないかと。これに対して文部省はいかに措置するかといふことを、私はお伺いしたいのです。

○稲田政府委員 今それをお答えいたしましたつもりでございますが、言葉が足りませんで申し訳ありません。一般財政の均衡による教育行政が、非常に各府

●長野委員長 速記を始めてくださ
い。

○岡(延)委員 それでは討論を省略
し、ただちに採決に入られんことを望
みます。

○長野委員長 ただいまの岡君の動議
に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長野委員長 それでは討論を省略
いたしまして、本案の採決に入ること
にいたします。

教育職員免許法施行法の一部を改正
する法律案の政府原案について採決
いたします。賛成の方の起立を求め
ます。

〔総員起立〕

○長野委員長 起立総員。よつて原案
の通り可決せられました。

なお報告書の提出等につきまして
は、委員長に御一任をいたさうとい
存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長野委員長 御異議なしと認めま
す。それではさよう決しました。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十五分散会

〔参照〕

教育職員免許法施行法の一部を改正
する法律案(内閣提出)に関する報
告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

○稲田政府委員 この表の中には入つ
ておりません。
○今野委員 国庫から出ておる分を加
算すればどうなるかということは、わ
かっているのですか。
○稲田政府委員 大学の費用に計上し
ておりますものが二千万円余でござい
ます。
○岡(延)委員 本案に対する質疑はこ
れにて打切り、ただちに討論採決に入
らんことを望みます。
○長野委員長 ちよつと速記をやめて
ください。

〔速記中止〕

昭和二十五年八月十二日印刷

昭和二十五年八月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所